4.15.7.　点灯操作状態表示装置等

自動車には、前部上側端灯及び後部上側端灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって車幅灯及び尾灯の点灯操作状態表示装置と兼用のものを備えることができる。

ただし、別添59「前部上側端灯の技術基準」の4.1.1.3.2.のただし書の適用を受ける前部上側端灯を備える自動車にあっては、同別添の4.1.1.3.2.に定める作動状態表示装置を、別添67「後部上側端灯の技術基準」の4.1.2.2.のただし書の適用を受ける後部上側端灯を備える自動車にあっては、同別添の4.1.2.2.に定める作動状態表示装置を備えなければならない。

4.15.8.～4.22.8.2　（略）

4.22.8.3.　自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯（4.9.3.1.の規定により追加で備える種別Ｓ１又は種別Ｓ２の制動灯を除く。）の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200㎜以上離れるように取り付けること。

4.22.8.4.～4.24.8.3.1.1.　（略）

4.24.8.3.1.2.　三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則5.1.15.に限る。）

4.24.8.3.2.～4.24.8.3.2.1.　（略）

4.24.8.3.2.2.　三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則5.1.15.に限る。）

4.24.9.～4.28.1.　（略）

4.28.2.　取り付ける灯火等の性能

昼間走行灯は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第46条の２第１項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.28.3.　取付け

昼間走行灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.（6.19.1.、6.19.7.1及び6.19.7.2を除く。）に限る。）に適合するように取り付けられなければならない。

別紙１～別紙12　（略）

別添53　二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　適用範囲

本技術基準は、保安基準第32条から第33条の２まで、第34条、第34条の２、第35条から第38条の２まで及び第39条から第41条の４までに規定する灯火器及び反射器並びに指示装置（以下「灯火等」という。）の二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車への取付けについて適用する。

2.～5.21.3.　（略）

4.15.7.　点灯操作状態表示装置等

自動車には、前部上側端灯及び後部上側端灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示するための点灯操作状態表示装置であって車幅灯及び尾灯の点灯操作状態表示装置と兼用のものを備えることができる。

4.15.8.～4.22.8.2.　（略）

4.22.8.3.　自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200㎜以上離れるように取り付けること。

4.22.8.4.～4.24.8.3.1.1.　（略）

4.24.8.3.1.2.　三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.1.15.に限る。）

4.24.8.3.2.～4.24.8.3.2.1.　（略）

4.24.8.3.2.2.　三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則5.1.15.に限る。）

4.24.9.～4.28.1.　（略）

4.28.2.　取り付ける灯火等の性能

昼間走行灯は、協定規則第87号の技術的な要件（同規則補足第17改訂版の規則6.から11.までに限る。）に定める基準に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、本則第46条の２第１項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.28.3.　取付け

昼間走行灯は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第７改訂版の規則5.及び6.（6.19.1.、6.19.7.1及び6.19.7.2を除く。）に限る。）に適合するように取り付けられなければならない。

別紙１～別紙12　（略）

別添53　二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　適用範囲

本技術基準は、保安基準第32条から第41条の３までに規定する灯火器及び反射器並びに指示装置（以下「灯火等」という。）の二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車への取付けについて適用する。

2.～5.21.3.　（略）